

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（令和5年3月策定）

独禁懇226-2

新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、
「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定することとした

基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものである

一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、**事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる**

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題

また、事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明

本考え方の構成

第1 共同の取組

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為

第3 優越的地位の濫用行為

第4 企業結合

第5 公正取引委員会への相談について

今後の対応

今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に本考え方の見直しを行っていく
また、本考え方に照らしながら積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方の改定について (令和5年10月11日事務総長定例記者会見)

ポイント

- 公正取引委員会は、令和5年3月、事業者や事業者団体によるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を後押しすることを目的として、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」、いわゆるグリーンガイドラインを公表
- グリーンガイドラインについて、早ければ令和6年春頃にも改定を行い、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を一層後押ししていく

(ガイドライン公表後の取組について)

- ・ ガイドラインの公表以降、約半年が経過
- ・ 公正取引委員会は、事業者や事業者団体等への考え方の周知、説明を実施
- ・ 様々な産業分野の事業者及び事業者団体の具体的な取組に関する相談に対応
- ・ グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押しすべく、国内外の経済実態やその変化の状況を確認しつつ、積極的かつ柔軟な対応を進めている

(ガイドラインの改定について)

- ・ グリーンガイドラインでは継続的に見直しを行うことを表明
- ・ 令和5年6月に閣議決定された骨太の方針や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、ガイドラインについて、更なる明確化を行うことが、政府全体の方針に明記された
- ・ 具体的な相談事例や事業者等との意見交換の結果を踏まえ、共同廃棄、共同調達等の取組について、公正取引委員会が市場の実態を踏まえた対応を採る点に関する考え方の更なる明確化を進めていく
- ・ ガイドラインの改定について、現時点で具体的な時期や内容は決まっていないが、早ければ令和6年春頃にも改定を行い、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を一層後押ししていく

(参考)

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定）（抜粋）

G Xを実行するための原材料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題に対応する（積極的な相談対応、法的に問題にならない行為の更なる明確化等の指針の充実等）。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日 閣議決定）（抜粋）

G Xを実行するためには、複数社での連携が重要であることから、国際的な競争状況も踏まえ、設備の共同廃棄、原燃料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題について、事業者等の取組を後押しする対応を検討する。

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方 ＜主な改定内容＞

1 共同の設備廃棄、共同調達等の取組に関する考え方の更なる明確化

- 生産数量等の競争上重要な事項に係る制限行為であっても、独占禁止法上問題とならない場合の明示
- 有力な競争者が存在する場合のほか、海外からの輸入圧力や需要者からの競争圧力等を考慮すれば、独占禁止法上の問題とはならない場合があることを説明
- 独占禁止法上問題とならない場合についての想定例の追加及び解説の記載の拡充

2 脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化

- グリーンの取組への該当性や競争促進効果としての脱炭素効果を主張する場合の方法や評価について記載を追加
- 関係省庁との連携について記載を追加

3 その他、事業者二一ズを踏まえた想定例・解説等の追加

- 情報発信や情報交換等に関する独占禁止法上の問題とならない想定例の追加
- 中小の物流事業者に対する優越的地位の濫用行為に関する想定例の追加
- 企業結合の市場画定や事例解説への説明の追加と想定例の追加

1 共同の設備廃棄、共同調達等の取組に関する考え方の更なる明確化

- 生産数量等の競争上重要な事項に係る制限行為であっても、独占禁止法上問題とならない場合の明示
- 有力な競争者が存在する場合のほか、海外からの輸入圧力や需要者からの競争圧力等を考慮すれば、独占禁止法上の問題とはならない場合があることを説明
- 独占禁止法上問題とならない場合についての想定例の追加及び解説の記載の拡充

追加した記載の例

はじめに 2 基本的考え方

✓ **海外からの輸入圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等を踏まえて判断**

「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、情報遮断措置等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの輸入圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。

✓ **生産数量等についての情報交換や制限であっても、競争制限効果が限定的であり、問題とならない場合がある**

第1 共同の取組 2 独占禁止法上問題となる行為

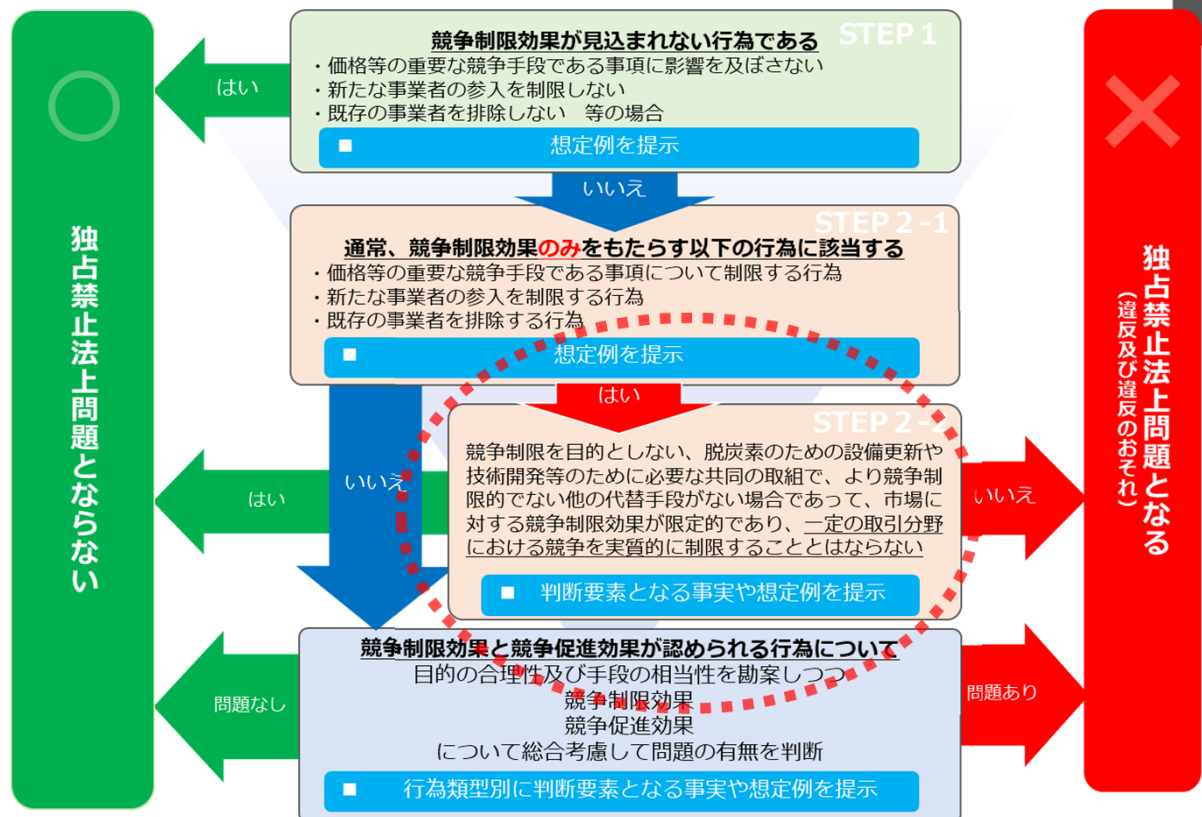
一方、競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新、技術開発等のために必要な共同の取組であって、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段がないものについては、重要な競争手段である事項についての情報交換であったり、それらを制限する行為（生産量の制限等の行為）であったとしても、そのことのみから直ちに独占禁止法上問題となるとは判断されず、当該取組の市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」が生じないと認められる場合には、独占禁止法上問題とならない。



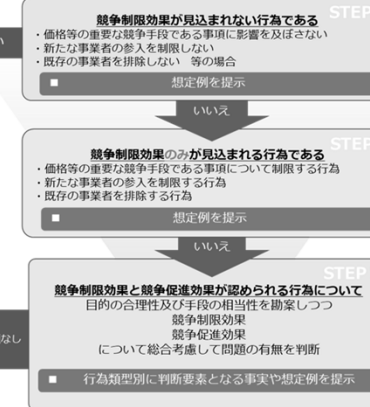
「共同の取組：検討フローチャート」の改定

通常、競争制限効果のみをもたらす行為に該当する場合であっても、問題とならないときがあることを明確化

共同の取組：検討フローチャート



共同の取組：検討フローチャート



2 脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化

- グリーンの取組への該当性や競争促進効果としての脱炭素効果を主張する場合の方法や評価について記載を追加
- 関係省庁との連携について記載を追加

追加した記載の例

はじめに 4 今後の対応

また、事業者等は、グリーン社会の実現に向けて、短期及び中長期にわたって、規制及び制度、市場構造並びに技術動向等の国際的な競争環境の前提の変化に対応していく必要がある。このため、事業者等が、公正取引委員会に対して自らの取組について事前相談等を行うに際して、当該取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果、規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされた場合には、公正取引委員会は、これらを踏まえた判断を行う。特に、脱炭素の効果については、関係省庁からの情報提供がなされた場合、公正取引委員会は、これに依拠して判断を行う。

競争促進効果としての脱炭素の効果、規制及び制度の変化等について、事業者等からの説明や関係省庁からの情報提供を踏まえて判断

脚注14

脱炭素の効果（温室効果ガス排出量・吸収量）については、温暖化対策推進法又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく算定方法や、国際的な標準であるGHGプロトコル、GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン等を用いて算定することができる。

脱炭素の効果については、温暖化対策推進法又は省エネ法に基づく算定方法等を用いて算定可能

3 その他、事業者二一ズを踏まえた想定例、解説等の追加

- 情報発信や情報交換等に関する独占禁止法上の問題とならない想定例の追加
- 中小の物流事業者に対する優越的地位の濫用行為に関する想定例の追加
- 企業結合の市場画定や事例解説への説明の追加と想定例の追加

追加した記載の例

第3 優越的地位の濫用行為 3 取引の対価の一方的決定
(2) 独占禁止法上問題となる行為

(想定例72 非化石エネルギー自動車での貨物輸送の発注における対価の一方的決定)

○ 商品Aの製造販売業者Xは、貨物輸送事業者Yに対して、需要者への商品Aの輸送に当たって排出される温室効果ガス削減を目的として、非化石エネルギー自動車での貨物輸送に限定した発注を行った。Yは、当該発注への対応のために非化石エネルギー自動車を導入する必要がある、コストが大幅に増加したため、Xに対して、当該費用を運賃に反映するように交渉を求めたが、Xは交渉に応じることなく、一方的に、従来同様の運賃に据え置いた。

✓ 非化石エネルギー自動車の導入に際し発生した費用について、交渉に応じることなく、一方的に運賃を据え置く行為は問題となる

第4 企業結合 2 企業結合審査の基本的な考え方
(1) 一定の取引分野

一定の取引分野は、取引実態に応じ、ある商品の範囲（又は地理的範囲等）について成立すると同時に、それより広い（又は狭い）商品の範囲（又は地理的範囲等）についても成立するというように、重層的に成立することがある。この点、温室効果ガス削減等に寄与する商品を選好する需要者にとっては既存商品と代替的ではないと評価することもできる新規商品については、既存商品とは区別して一定の取引分野を構成するものとして重層的に市場が画定され得る。

なお、このような場合において、新規商品の市場と既存商品の市場が隣接市場として相互にある程度競争上の影響を及ぼし得ることがある。そのため、既存商品について、新規商品の市場における競争を促進する要素として評価できることや、新規商品について、既存商品の市場における競争を促進する要素として評価できることがある。

✓ 温室効果ガス削減に寄与する新規商品と既存商品について、隣接市場の競争圧力として評価できることがある